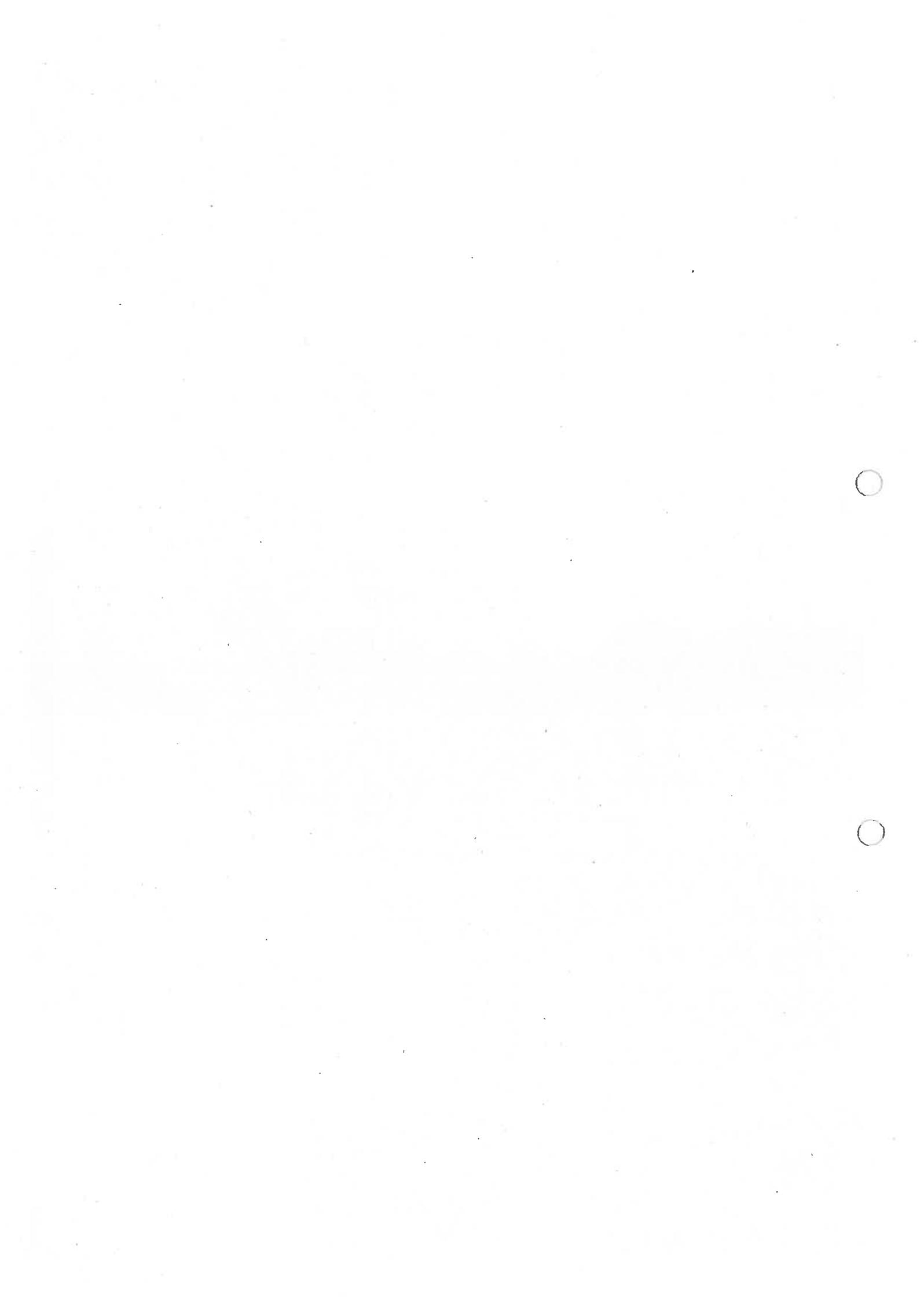


**鳥取県立布勢総合運動公園の  
管理業務に関する事業計画書**

**公益財団法人  
鳥取県スポーツ協会**



公益財団法人鳥取県スポーツ協会  
会長 林 昭男



林 昭男 (はやし あきお)

主な経歴

平成13年3月	東郷町助役 (現：湯梨浜町)
平成16年10月	鳥取県教育委員会事務局次長
平成21年7月	鳥取県企画部長
平成22年4月	鳥取県西部総合事務所所長
平成25年7月	鳥取県副知事
平成29年11月	鳥取県信用保証協会会長
令和3年11月	鳥取県スポーツ協会会長 (現在)

当協会は、指定管理者制度が導入される以前から、布勢総合運動公園をはじめとする県立スポーツ施設の管理運営を受託実施してきました。

以来、県民の皆様に快適なスポーツ空間を提供するため、安心安全を第一に心がけるとともに、お客様のニーズを踏まえながら、利用者サービスの向上に努めてきました。

第4期指定管理期間においては、新型コロナウイルスの影響を受け、利用件数及び利用者数とも当初計画を下回ったものの、感染予防対策を徹底し、お客様に安心して利用していただくよう努めました。

収支については、新型コロナウイルスによる収入減、燃油高及び物価高による支出増に見舞われましたが、省資源、省エネルギーを徹底するとともに、小修繕や清掃等を職員で対応するなどして、経費節減に努め、収支均衡を保つことができました。

次期指定管理期間中には、ねんりんピックはばたけ鳥取2024（令和6年）、全国高等学校総合体育大会（令和7年）、全国中学校体育大会（令和8年）、ワールドマスターズゲームズ2027関西（令和9年）などの大規模な大会が本県で開催されます。

県立スポーツ施設はこれらの大会の会場となっており、当協会は、これまで培ってきた経験やノウハウを活かして、指定管理者として主催者をバックアップし、大会の成功に貢献していきたいと考えています。

10年後の令和15年には、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が予定されています。これらの大会が成功するかどうかは、本県選手の活躍にかかっている面もあり、そのためには、ジュニア世代の競技力向上につとめる必要があります。

また、長寿社会に対応するためには、いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツをより一層普及していく必要があります。

当協会は、スポーツ振興の牽引者の一人として、加盟競技団体と連携して、スポーツ教室の開催や指導者の派遣等にも取り組み、引き続き、競技力の向上、生涯スポーツの普及に取り組んでいきたいと考えます。



# 目次

1 管理運営の基本的な考え方.....	1
(1) 布勢総合運動公園の指定管理者を希望する理由.....	1
(2) 管理運営の方針.....	6
2 管理の基準.....	11
(1) 有料公園施設の考え方と設定内容.....	11
(2) 利用時間の考え方と設定内容.....	12
(3) 休園日の考え方と設定内容.....	13
(4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容.....	14
(5) 利用料金の考え方と設定内容、徴収・返還.....	20
(6) 利用料金の減免の考え方と設定内容、手続き.....	23
(7) 利用調整の方法及び判断基準.....	25
(8) 個人情報の保護への対応.....	27
(9) 情報公開への対応.....	29
3 施設管理.....	31
(1) 管理運営の考え方.....	31
(2) 施設別の管理運営の考え方.....	31
(3) 芝グラウンドの維持管理の考え方及び管理方法.....	39
(4) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容.....	45
(5) 外部委託の発注予定.....	65
4 スポーツ・レクリエーション振興.....	69
(1) スポーツ・レクリエーション振興の実施の考え方 及び実施内容.....	69
5 利用促進・サービスの提供内容.....	78
(1) 利用促進・サービス提供の内容.....	78
(2) 自動販売機の設置等の考え方と実施内容.....	91
(3) 利用者等の要望の把握方法及び対応方針.....	91
6 事件・事故の防止措置と緊急時の対応等.....	93
(1) 火災・盗難・災害・事故などの未然防止(防災)対策.....	93
(2) 緊急時の体制・対応.....	99
(3) 保険の加入の考え方と設定内容.....	106

7 既存のネーミングライツ命名権者を活用した取組の提案 .....	107
8 管理経費 .....	108
(1) 管理経費の効率化の考え方と収支計画 .....	108
(2) 委託料額 .....	109
9 組織及び職員の配置等 .....	110
(1) 管理運営の組織 .....	110
(2) 職員の職種等 .....	112
(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針 .....	127
(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画 .....	128
(5) 日常の職員配置 .....	128
(6) 人材育成 .....	130
10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況 ...	134
11 法人等の社会的責任の遂行状況 .....	135
(1) 障がい者雇用 .....	135
(2) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定 .....	135
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) Ⅰ種又はⅡ種規格認証等 .....	136
(4) あいサポート企業等の認定 .....	136
(5) その他の認定等 .....	137
12 その他の計画等 .....	138
(1) 管理業務の移行計画 .....	138
(2) 他の施設管理の実績 .....	138
(3) 社会貢献活動 .....	143
(4) 園内の禁煙・分煙について .....	145
(5) スポーツ安全保険の提供 .....	145
(6) 職員駐車場の使用料 .....	145
(7) 都市公園として .....	146
(8) Google マップ等のデジタルツールを活用した管理運営 .....	147

# 1 管理運営の基本的な考え方

## (1) 布勢総合運動公園の指定管理者を希望する理由

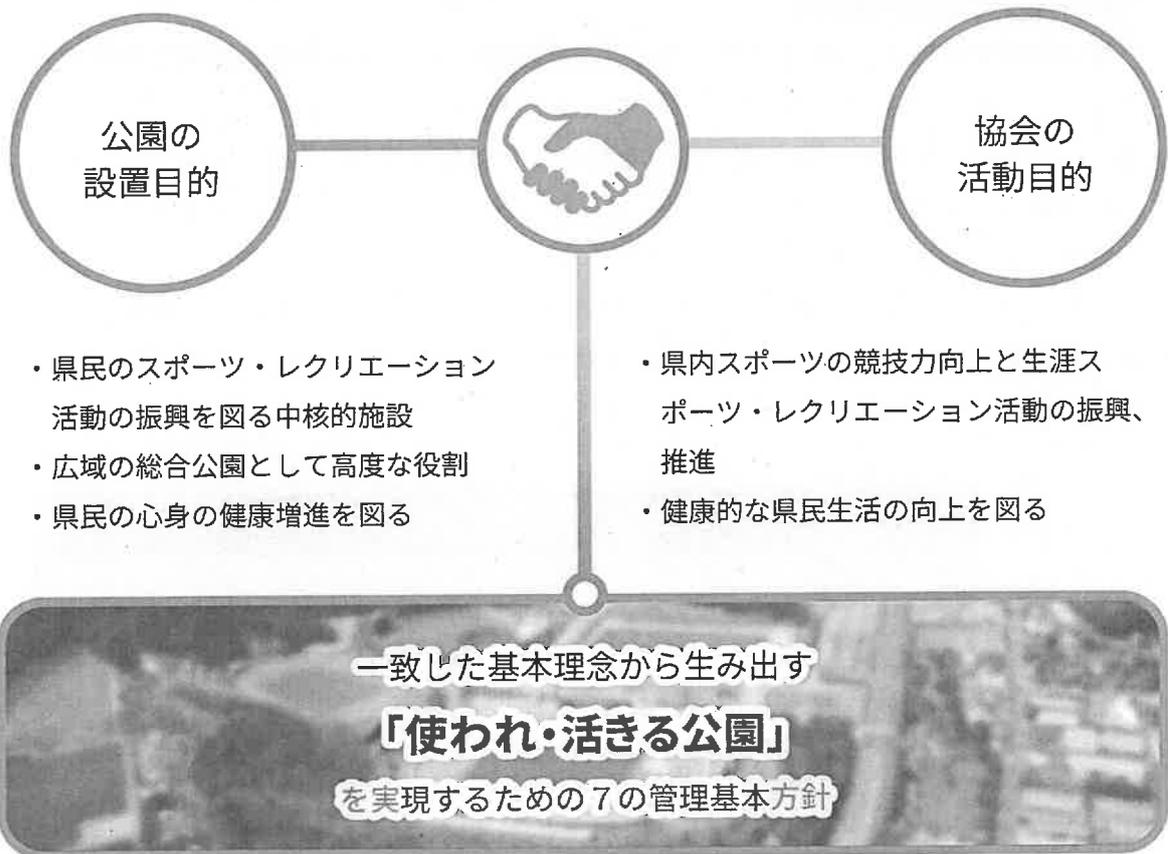
私たちは、長きにわたり鳥取県に根ざし、地域に密着した活動を通して指定管理者制度の目的であるサービスの向上、コストの削減などに取り組みながら、安全・安心でかつ快適な管理運営を第1期からおこなってきました。

そして、鳥取県のスポーツ・レクリエーション活動の振興をはかる中核的施設である、この布勢公園を活用して、県民のスポーツ振興がはかれるのは、私たちしかないという強い信念のもと、管理運営をおこなっています。

これまでの事業の成功は、私たちが長年にわたり築き上げてきた「競技団体との信頼」、「行政との連携」、「実績と経験」によるものです。

今後もスポーツを通じた県民の健康づくり、障がい者スポーツの普及など、スポーツ振興をおこなっていくのはもちろん、性別や年齢、障がい、経済・地域事情等の違いに関係なく誰もが公平に安心して利用でき、地域の価値を高め続け、使われ活きる公園づくりを目指して、管理運営をおこないます。

令和6年度以降もこのような理由から、引き続き鳥取県立布勢総合運動公園を管理運営させていただきたく応募いたします。



### 公園の設置目的

- ・ 県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設
- ・ 広域の総合公園として高度な役割
- ・ 県民の心身の健康増進を図る

### 協会の活動目的

- ・ 県内スポーツの競技力向上と生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興、推進
- ・ 健康的な県民生活の向上を図る

一致した基本理念から生み出す

**「使われ・活きる公園」**

を実現するための7の管理基本方針

01 公平な利用と安全快適な利用のための管理

- 1 公の施設であることを念頭に公平な利用の確保
- 2 特定の個人・団体を優遇しない
- 3 人権意識の向上
- 4 法令に基づく管理運営
- 5 安全・安心・衛生的で快適に利用できる維持管理
- 6 施設機能が最大限に発揮できる維持管理
- 7 長寿命化計画の推進

02 競技スポーツの振興と関係団体との連携

- 1 円滑な大会運営のための適切な管理運営
- 2 全国規模大会やプロスポーツ大会の招致
- 3 競技力の向上および競技者育成の促進
- 4 2023年度鳥取国スポ開催に向けての取り組み
- 5 県・競技団体との密接な連携による競技力向上及び生涯スポーツの普及・促進
- 6 ネーミングライツ企業の定着・周知・普及

03 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興と障がい者スポーツの拠点としての取り組み

- 1 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興と地域スポーツへの支援
- 2 多様な施設を活用し、県民の健康増進につとめる
- 3 障がい者スポーツの普及と促進・人口の拡大
- 4 障がい者アスリートへの支援
- 5 バリアフリー化の推進
- 6 全職員で対応できる体制づくり

04 収入確保と経費の縮減、環境活動への取り組み

- 1 施設利用率の向上
- 2 自主事業（スポーツ教室・イベント）の充実
- 3 節電・節水・省エネルギーの推進
- 4 再生原料を使用し省資源につとめる
- 5 園内に発生する資源の再利用につとめる
- 6 鳥取県版環境管理システムの活用

05 利用者へのサービス

- 1 利用者目線に立ったサービスの提供
- 2 公平・公正なサービスの提供
- 3 多様なニーズの把握および対応
- 4 利用者満足度の向上

06 管理実績・人的資源を生かした管理運営

- 1 蓄積した経験・ノウハウを活かした管理運営
- 2 人的資源を活かした管理運営

07 都市公園としての管理運営

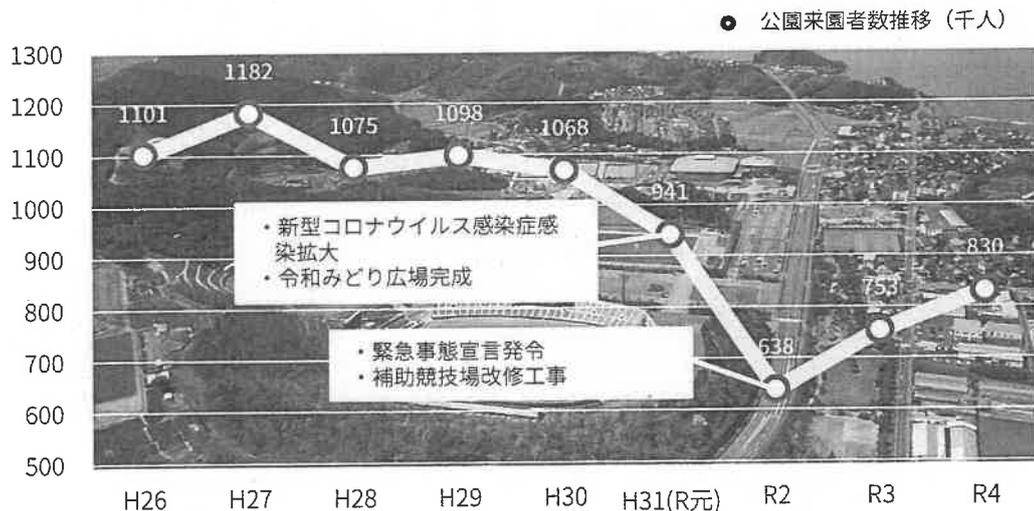
- 1 都市公園法の遵守
- 2 都市公園が持つ多様な機能が発揮できる管理運営
- 3 県民のための都市公園

ア 第4期指定管理の成果

第4期指定管理は、「新型コロナウイルス感染症」による未曾有の災禍に翻弄されたものとなりました。その中でも私たちは、多くの県民の皆様へ安全・安心に利用いただくため様々な感染対策を講じ、また県と連携を密にして運営を実施してまいりました。

試行錯誤の中で生まれた新たなサービスは、アフターコロナ下である現在においても利用者から高く評価をいただいております。

また、多様なスポーツ教室の実施や各種イベントの開催などスポーツ振興やサービスの向上を柔軟に継続し、コロナ下においても多くの利用者の皆様にご利用いただくことができました。



## ○第4期指定管理期間に新たに実施した主な取り組み

- 教室申込専用のWEBフォームを開設
  - 公平公正な環境づくり
  - サービスの向上策
  - 安心・安全な公園づくり
- トレーニングルーム専用受付の新設と券売機の導入
  - 公平公正な環境づくり
  - サービスの向上策
  - 安心・安全な公園づくり
- キャッシュレス決済端末の導入による受付時の利便性向上
  - 公平公正な環境づくり
  - サービスの向上策
  - 安心・安全な公園づくり
- 屋外外灯のLED化による電気使用量の削減と明るさの確保
  - 安心・安全な公園づくり
  - 省エネ対策
  - サービスの向上策
- 感染症対策に係る顔認証体温計の導入・消毒・換気対応の強化
  - 安心・安全な公園づくり
- すべてのトイレにサニタリーボックスの設置
  - 公平公正な環境づくり
  - 安心・安全な公園づくり
  - サービスの向上策

## イ SDGsへの取り組み

これまでも、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を実現するため、環境問題への取組として継続した省エネルギー化に取り組んできました。県民体育館や陸上競技場を中心に、LED電球への交換、老朽化した低効率器具の更新を積極的におこない、電力使用量の縮減につとめました。今後も継続し、テニスコート・陸上競技場などの夜間照明、園路の外灯などのLED化を進め、省エネルギー化に取り組んでいきます。

また、教室やイベント等を通じ、県民の皆さまが楽しみながら健康的に住み続けられる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。鳥取県版環境管理システム審査登録制度二種を取得するなど、節水や節電、4R、エコ商品の使用など環境負荷の軽減及び環境への配慮にも取組み尽力してまいります。

## ウ 今後の管理運営に向けての課題と取組

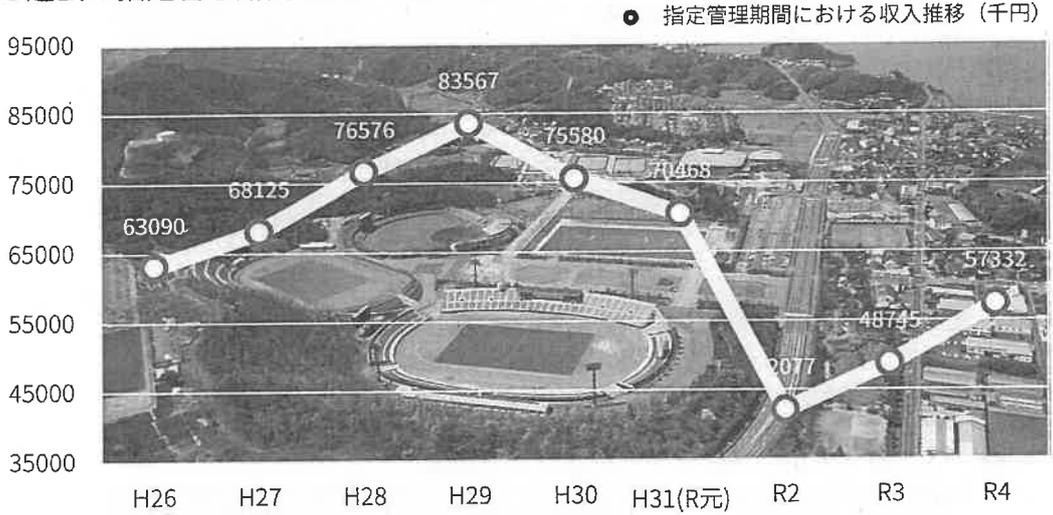
私たちは、布勢公園を管理運営していく中で、様々な課題を解決しながらサービス向上をはかってきました。しかしながらまだ解決しきれない問題、年々現れる新たな課題の解決に取り組まなければなりません。これまで培った経験を生かし、また県と密接に連携をはかりながら解決に向けて取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大以後、当園は収益・利用者数ともに、大きな影響を受けました。

予期しない状況下においても、安全安心な管理運営を継続できるよう安定した管理運営に取り組めます。

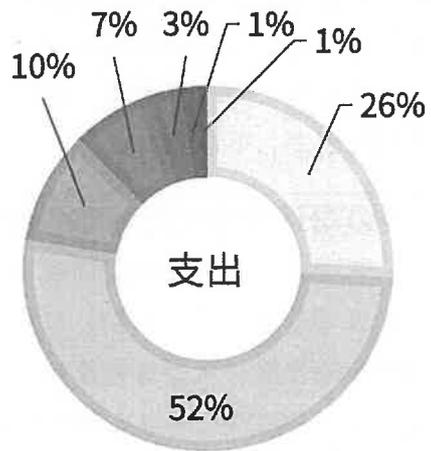
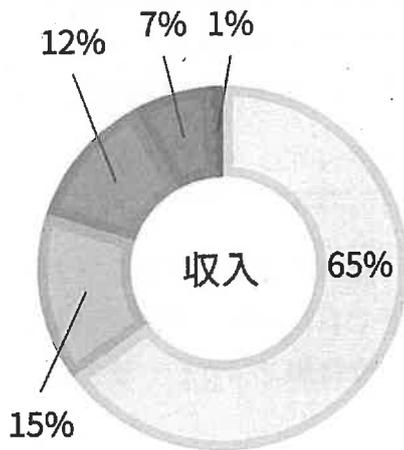


●過去の指定管理期間における収入推移



●次期指定管理期間の収支計画の内訳

次期指定管理期間中の収入計画は、大相撲鳥取場所などの例年に無い大規模なイベント開催があったH29年を除いた、新型コロナウイルス感染症流行前のH28・H30・H31 (R元) の3年平均の90%程度である、66,000千円を各年の目標とします。



- 施設利用料収益
- 自動販売機手数料
- 教室参加料収益
- イベント収益
- 雑収益
- 人件費
- 委託料
- 光熱水費
- その他
- 修繕費
- イベント
- 教室



## エ 次期指定管理での新たな利用者へのサービス向上策

次期指定管理において、スポーツ振興はもとより、障がい者への対応、広報・情報発信、令和6年に控えるねんりんピックや令和9年に開催されるワールドマスターズゲームズ、また令和15年に開催される鳥取国スポ大会に向け、利用者へのサービス向上や競技力の向上をはかるため、様々なサービスへの取り組みをおこなっていきます。

また、2019年度茨木国スポで文化プログラムとして開催され、2024年パリオリンピックでの採用を検討されている、eスポーツ競技について大会を誘致し新たなスポーツの普及啓発にもつとめます。



## (2) 管理運営の方針

本県のスポーツ・レクリエーション拠点としての高度な施設機能を最大限に発揮し、県民の健康の増進や競技力の向上がはかられるよう管理運営に取り組みます。

また、誰もが広く利用する公の施設としての特性を十分認識し、利用者にとって公平・公正で快適な公園づくりをおこなっていきます。

更に、設置から四半世紀以上を経過し老朽化しつつある施設を少しでも長く最適な状態で保つために、日々の日常点検・定期点検をおこなうなど、安全・安心・快適に過ごせる公園づくりを目的とした、次の7項目を管理運営の基本とします。

### 方針1 公平な利用と安全快適な利用のための管理

#### 01 公平な利用と安全 快適な利用のための 管理

- 1 公の施設であることを念頭に公平な利用の確保
- 2 特定の個人・団体を優遇しない
- 3 人権意識の向上
- 4 法令に基づく管理運営
- 5 安全・安心・衛生的で快適に利用できる維持管理
- 6 施設機能が最大限に発揮できる維持管理
- 7 長寿命化計画の推進

公平な運営・利用を確保するため、園内のバリアフリー化、掲示物の多言語化などへの取り組みなど、誰もが公平に利用できるようつとめます。

その中で、全職員に人権学習の研修をおこない、人権に対する意識の向上に取り組みます。

施設の利用にあたっては、特定の個人や団体を優遇することがないように、公平を期した管理運営をおこなっていきます。

また法定点検、日常点検、専門家による定期点検をおこない、常に最適の状態であるかどうか確認し、異常があれば速やかに対応します。

専門性を生かした職員を適切に配置し、施設や機器の機能が最大限発揮できるようつとめます。

園内に点在するトイレや東屋については常に衛生的に管理し、快適に使ってもらうことを心掛けます。

施設の管理は、長寿命化計画に基づいて、適期に修繕・改修をおこなうことにより、施設の長寿命化をはかります。

## 方針2 競技スポーツの推進と関係団体との連携

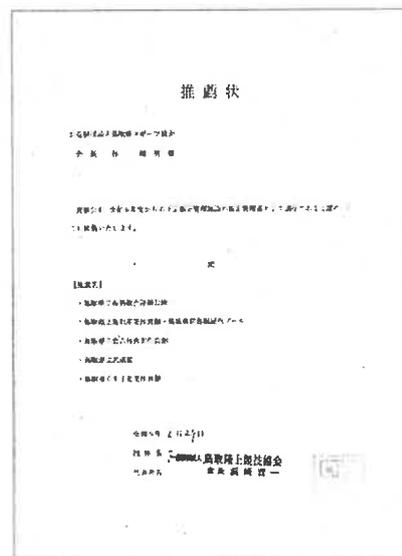
### 02 競技スポーツの推進と関係団体との連携

- 1 円滑な大会運営のための適切な管理運営
- 2 全国規模大会やプロスポーツ大会の招致
- 3 競技力の向上および競技者育成の推進
- 4 2023年度鳥取国スポ大会開催に向けての取り組み
- 5 県・競技団体との密接な連携による競技力向上および生涯スポーツの普及・促進
- 6 ネーミングライツ企業の定着・周知・普及

競技スポーツの振興を推進するため、加盟する競技団体と連携し、全国規模の大会や合宿を招致し、日本のトップアスリートのプレーを県民にご覧いただきます。

また、県民スポーツの価値をより一層高めていくために、スポーツの普及・振興の担い手である私たちは、鳥取県の競技力向上に貢献します。

県への連携確保につとめるため、県と緊密に連絡を取りながら推し進めていきます。特に大きな災害時には防災拠点として機能し、



加盟団体の推薦状(他59団体)



県民の命や生活を守るため、県や市と密接に連携をはかりながら取り組んでいきます。

ネーミングライツ企業の取扱いについては、県民に広く周知し定着がはかれるよう、共同で実施し周知・定着・普及をはかります。

各種競技団体と連携し、全国規模大会の開催や競技力の向上、県民の生涯スポーツやレクリエーション活動の普及推進をはかります。

健康の維持増進およびスポーツ技術の習得などの要望に対し、可能な限り技術的な指導や相談に応じるようつとめます。

### 方針3 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進と障がい者スポーツの拠点としての取組み

#### 03 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進と障がい者スポーツの拠点としての取組み

- 1 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興と地域スポーツへの支援
- 2 多様な施設を活用し、県民の健康増進につとめる
- 3 障がい者スポーツの普及と促進・人口の拡大
- 4 障がい者アスリートへの支援
- 5 バリアフリー化の推進
- 6 全職員で対応できる体制づくり

生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興を推進するため、県民の体力の維持・増進、運動実施率の向上、スポーツに親しむきっかけづくりなど、スポーツを通して健康に生活できる環境づくりをおこなっていきます。

すべての年代を対象にしたスポーツ教室、仲間との交流・生きがいづくりを目的としたグラウンド・ゴルフ大会などのイベントを実施します。

地域スポーツの発展を目的として、指導員の派遣、ニュースポーツ用具の貸出、総合型地域スポーツへの支援を積極的におこなっていきます。

障がい者スポーツの拠点として、障がいのある方々が平等にスポーツをおこない、楽しめる環境を整えていきます。

気軽にスポーツに取り組めるよう、誰でも参加できるスポーツ教室や福祉プログラムを実施します。全職員が障がいのある方々に対応できるよう、マニュアルの作成や研修を実施します。

## 方針4 収入確保と経費の縮減、環境活動への取り組み

### 04 収入確保と経費縮減、 環境活動への取り組み

- 1 施設利用率の向上
- 2 自主事業（スポーツ教室・イベント）の充実
- 3 節電・節水・省エネルギーの推進
- 4 再生原料を使用し省資源につとめる
- 5 園内に発生する資源の再利用につとめる
- 6 鳥取県版環境管理システムの活用

収入の確保については、収入の核である「施設使用料」「自動販売機」「自主事業（教室・イベント）」の充実をはかります。

利用率の低い研修室の活用や有料公園施設を使用したイベントの誘致を積極的におこなっていくことで、収入の確保につとめます。

経費の縮減については、電気などの契約の見直し、老朽化した低効率器具や機器を更新し、光熱水費の削減につとめ、経費の縮減に取り組みます。

SDGsの推進および省エネルギー・省資源については、鳥取県版環境管理システム（TEAS II種）を実践し、利用者の利便性を確保したうえで省エネルギー・省資源の活動の実践や環境に配慮した施設運営をおこないます。

資源の再利用については、園内で発生する植栽クズや刈芝などを堆肥化し、植栽の肥料として与えるなど、有効に活用します。

老朽化した低効率器具の更新をするにあたって、年間計画を作成し、順次更新をおこないつつながら省エネルギー化を推進していきます。

## 方針5 利用者へのサービス

### 05 利用者へのサービス

- 1 利用者目線に立ったサービスの提供
- 2 公平・公正なサービスの提供
- 3 多様なニーズの把握および対応
- 4 利用者満足度の向上

利用者へのサービス向上をはかるため、利用者目線に立って考え、「スポーツ」「レクリエーション活動」「余暇」「散策」「家族団らん」など様々なニーズを持った利用者に満足してもらえるよう取り組みます。



多様なニーズを把握するため、アンケートやご意見箱を活用して利用者の要望の把握につとめ、利用者から集めた要望には、総合的に判断し、特定の個人などを優遇しないようできる限りお応えします。利用者の満足度を主な基準として、サービスの向上がはかれるよう取り組みます。

## 方針6 管理実績・人的資源を活かした管理運営

### 06 管理実績・人的資源を活かした管理運営

- 1 蓄積した経験・ノウハウを活かした管理運営
- 2 人的資源を活かした管理運営

指定管理者制度が始まってから、いくつもの全国大会やイベント、世界的な合宿への対応をおこない成功させてきました。

スポーツ施設に関して、最適な状態を維持するため、日々の点検、大規模な改修、備品の管理などおこない、利用者へ大きな支障をきたすことなく利用していただきました。

園内の遊具施設や散策道、植栽管理などを適切におこなってきた結果、幸い人命を脅かすような大事故は一度も起こっておりません。

当協会が長年培ってきた管理実績および人的資源を生かし、体育施設では高度な機能が十分に発揮できる管理、公園においてはより快適に過ごせる公園づくりを引き続きおこなっていきます。

## 方針7 都市公園としての管理運営

### 07 都市公園としての管理運営

- 1 都市公園法の遵守
- 2 都市公園が持つ多様な機能が発揮できる管理運営
- 3 県民のための都市公園

都市公園である布勢公園は多様な機能を有し「防災性」「経済活性化」「健康・レクリエーション空間」などの様々な役割を担っており、その役割を果たすことで、災害時における安全性の向上、地域の活性化、心身の健康増進などの効果をもたらすことが可能であります。

私たちは、都市公園である布勢公園が有するそれぞれの役割について十分理解し、その役割が発揮できるよう、適正な人員の配置による県と密接に連携をとりながら、管理運営をおこなっていきます。

## 2 管理の基準

### (1) 有料公園施設の考え方と設定内容

#### ア 有料公園施設

##### (ア) 考え方

各スポーツの競技大会の実施が可能であり、大会に必要な用具や機器、グラウンドコンディションのすべてが整っている施設を有料公園施設とします。

##### (イ) 設定内容

- |        |        |
|--------|--------|
| ①陸上競技場 | ⑤野球場   |
| ②補助競技場 | ⑥投てき場  |
| ③球技場   | ⑦県民体育館 |
| ④多目的広場 | ⑧テニス場  |



#### イ 有料公園施設のうち、一般利用に係る許可を要しないこととする施設の考え方

##### (ア) 考え方

施設の維持管理をおこなう上で支障がなく大会などの専用利用がない場合に限り、県民のスポーツ・運動の機会を提供するため、一般利用に係る許可を要しない施設として開放します。

ただし、投てき場については陸上競技投てき種目とアーチェリー競技での利用が可能であることから、同時利用による事故を防止するために、それぞれの競技で利用可能な曜日および時間を各競技団体との協議のうえ割り当て、安全な使用につとめます。

##### (イ) 設定内容

- ①補助競技場
- ②多目的広場
- ③投てき場



## (2) 利用時間の考え方と設定内容

### ア 考え方

有料公園施設の利用時間については、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう職員による施設設備の点検・清掃をおこなうため、現行と同じく午前 9 時から午後 9 時（体育館は午後 10 時まで）とします。

ただし、大会などの運営上、指定管理者が特に必要と認めた場合は、利用時間を拡大するなど、利便性向上に取り組みます。

### イ 設定内容

有料公園施設の利用時間は、以下のとおり施設区分に応じて設定します。

	4月1日～9月30日	10月1日～3月31日
陸上競技場	9：00～21：00	
補助競技場	9：00～19：00	9：00～17：00
球技場	9：00～21：00	
多目的広場	9：00～19：00	9：00～17：00
野球場	9：00～21：00	
投てき場	9：00～19：00	9：00～17：00
県民体育館	9：00～22：00	
テニス場（照明あり）	9：00～21：00	
テニス場（照明なし）	9：00～19：00	9：00～17：00

※有料公園施設以外の公園部分は、原則として常時開放します。

### ウ 利用時間拡大の取り組み

利用者の要望に応えるため、以下のとおり利用時間を拡大し、利便性の向上に取り組みます。

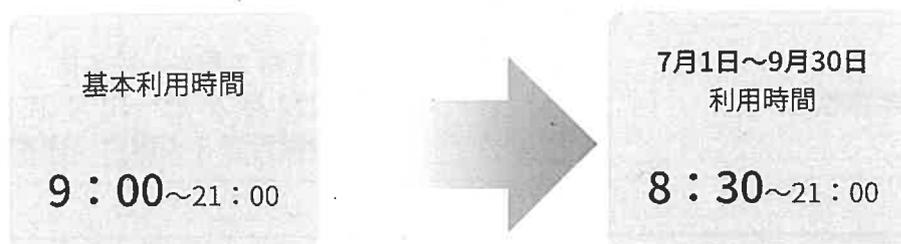
#### (ア) 利用時間の延長

大会やイベントの準備などで、早朝利用を要望された場合、または後片付けなどで利用時間の延長を要望された場合は、柔軟に対応します。

ただし、事前に申請があり、指定管理者が必要と判断した場合に限ります。

#### (イ) 夏季早朝利用時間の拡大

屋外部活動などで多くの学校が朝早くから練習を希望するため、夏場の利用開始時間を早め、涼しい時間帯に練習をおこない、熱中症の予防となるよう利用時間の拡大に取り組みます。



## 設定施設

陸上競技場

雨天練習場

陸上競技場トレーニングルーム

補助競技場

投てき場

## (3) 休園日の考え方と設定内容

## ア 考え方

休園日については、現行と同じく年末年始（12月29日～1月3日）のみとします。

ただし、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興および心身の健康増進をはかる目的で開催される大会やイベントなど、指定管理者が特に必要と認めた場合は、休園日でも対応します。

県民体育館については、施設設備の維持管理作業のため、毎月第3火曜日を休館日とします。（第3火曜日が祝・祭日の場合は、その翌日とします。）



体育館休館日のロビーワックス塗布作業

## イ 設定内容

有料公園施設の休園日（休館日）については、以下のとおり施設区分に応じて設定します

設定施設	休園日（休館日）
陸上競技場	○1月1日～1月3日 ○12月29日～12月31日
補助競技場	
球技場	
多目的広場	
野球場	
投てき場	
テニス場	

県民体育館	○1月1日～1月3日 ○12月29日～12月31日 ○毎月第3火曜日（休館日）
-------	---

## ウ 臨時開園の取り組み

利用者の要望に応えるため、休園日（休館日）に臨時開園（開館）するなど、利便性の向上に取り組めます。

### (ア) 休園日（休館日）の大会およびイベント開催

国・県が主催する行事、または県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興および心身の健康増進をはかる目的で開催される行事については、できる限り対応します。

ただし、事前に申請があり、指定管理者が必要と判断した場合に限ります。

### (イ) 有料公園施設以外の開放

休園日においても、園内をランニングやウォーキングなどで利用される方が多いため、第1駐車場および園内の有料公園施設以外を開放し、県民の健康増進に寄与します。

そのため、休園日についても職員が園内巡視をおこない、利用者の安全確保に取り組めます。

#### 開放施設

- ①第一駐車場
- ②補助競技場
- ③多目的広場



## (4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容

### ア 考え方と実施内容

#### (ア) 利用者の受付および案内業務

陸上競技場および県民体育館の受付窓口には常時1名以上配置し、利用受付、施設案内、附属設備および備品の貸出など、迅速かつ的確に対応します。

また、毎年接遇研修をおこない、性別や年齢、障がい、国籍などにかかわらず、誰もが気持ちよく快適にご利用いただけるよう、ユニバーサルデザインの視点を持って公平に受付・案内業務に取り組めます。



## 全ての利用者

さわやかな挨拶と温かい笑顔でお迎えとお見送りをします。  
初めて利用される方には、職員が施設案内、利用料金、  
注意事項など丁寧に説明します。  
弱視や色弱の方にも見やすい表示や、外国語版のパンフレット  
を作成するなど、誰もがわかりやすい案内表示をおこないます。



## 障がい者・高齢者

体育館に来られた際に車いすタイヤの拭き上げや、  
施設の案内誘導、職員が車いすの介助をおこないます。  
また、各施設ロビーに貸出用の車いすを設置します。



## 障がい者・外国の方

コミュニケーションボードや筆談、タブレットを使用した  
翻訳アプリの活用で、分かりやすく説明をおこないます。



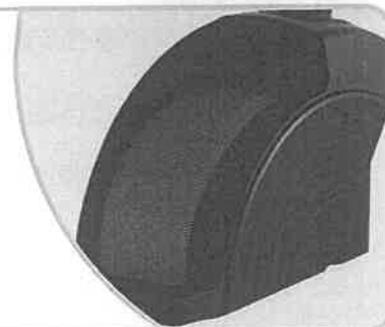
## 子ども

子どもの目線まで姿勢を低め、わかりやすい言葉で  
会話をします。



## 高齢者 拡充

受付カウンターに、老眼鏡や拡大鏡、スピーカーを設置し、  
見づらさや聞こえづらさを解消します。



## (イ) 利用許可業務

公正・公平な利用を確保するため、全職員が公園の設置目的や都市公園条例についての理解をはかり、利用許可、措置命令、許可の取り消しを適正におこないます。



施設の利用申し込み

### a 有料公園施設の利用許可

利用の許可について、都市公園条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可をおこないます。

#### 都市公園条例第8条

- 1 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 2 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして、規則で定める場合に該当するとき。

### b 有料公園施設の利用許可の取消し

都市公園条例第 11 条の規定に基づき、利用の許可を受けた利用者が次のいずれかに該当すると認められるときには、利用許可の取り消しをおこないます。

#### 都市公園条例第11条

- 1 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- 2 措置命令等に従わないとき。
- 3 利用許可の条件に違反したとき。
- 4 詐欺その他の行為により利用許可を受けたとき。
- 5 1から4までに掲げる場合のほか、布勢公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

### c 行為許可手続き

公園内でおこなわれる、都市公園条例第 7 条 1 項各号に掲げられる次の行為については、

今後示される県のマニュアルに沿って行為の許可をおこないます。

#### 都市公園条例第7条1項

- 1 物品の販売その他の営業を行うこと。
- 2 物品を頒布すること。
- 3 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 4 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

#### d 行為許可の取消し等

都市公園条例第17条1項の規定に基づき、利用の許可を受けた利用者が次のいずれかに該当すると認められるときには、今後示される県のマニュアルに沿って利用許可の取り消しをおこないます。

#### 都市公園条例第17条1項

- 1 この条例もしくはこの条例に基づく規則またはこれらの規定に基づく処分に違反したとき
- 2 第7条第4項の条件に違反したとき
- 3 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき
- 4 第10条1項または第2項の命令に従わないとき
- 4 第10条3項の規定により指定管理者から許可の取消しその他の処分を求められたとき

#### e 公園施設における占有許可・取り消し

都市公園法第6条1項の規定に基づき、都市公園法第7条1項6号で規定される仮設工作物の設置については、今後県が示すマニュアルに沿って設置の許可・取消しをおこないます。

#### 都市公園法第6条1項

- 1 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない

#### 都市公園法第7条1項6号

- 1 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物



## f 措置命令等

措置命令について、都市公園条例第10条第1項から第3項までの規定に基づき、次のとおり措置命令をおこないます。

### 都市公園条例第10条

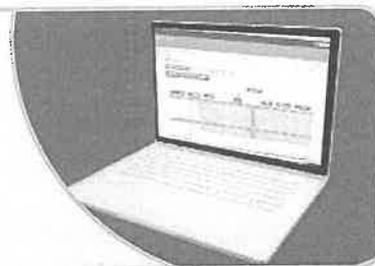
- 1 布勢公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、布勢公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- 2 都市公園条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、布勢公園の入園を拒み、又は布勢公園から退去を命ずることができる。
- 3 都市公園法又は都市公園条例に規程する知事の許可を受けて布勢公園を利用する者が1の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

## g 利用手続きの簡略化

有料公園施設利用の予約、受付、申し込みなどの手続きについては、とっとり施設予約システムを活用するなど簡略化につとめ、利用者の利便性向上に取り組みます。

### とっとり施設予約サービスの活用

電話や直接窓口足を運ばずに、インターネットから施設空き状況の確認や施設予約ができます。



### 減免利用券の発行

減免対象者が利用者登録をしていただくと利用券を提示するだけで、減免利用が可能です。



## h 利用・行為許可の範囲

利用・行為許可の範囲については、都市公園法・鳥取県都市公園条例に基づき、指定管理者にその許可を認められない利用等について問い合わせがあった場合は、速やかに県に報告するなど、県と密接に連携をはかりながら許可業務に取り組みます。

## イ 利用者の苦情等などの未然防止と対処方法

苦情やトラブルが起らないよう未然防止につとめ、また起きてしまったトラブルには、真摯に受け止め、見直しをはかり、内容分析と再発防止についての対策を構築していきます。課題解決に向け、粘り強く丁寧な対応ができるよう取り組みます。

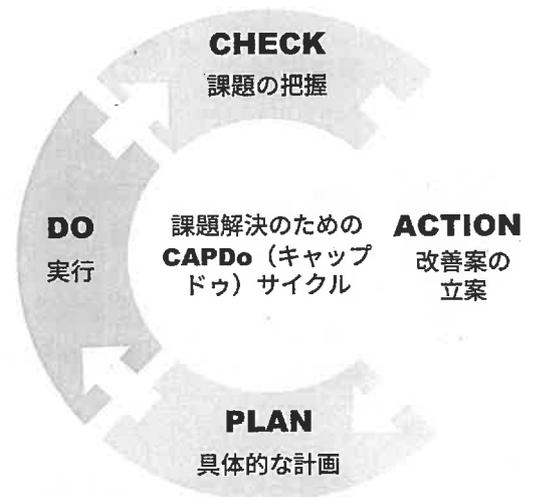


## (ア) 苦情・トラブルの未然防止策

### a 発生原因の分類と苦情などの防止体制の強化

苦情・トラブルの発生原因を以下の4つに分類し、特に未然防止に取り組みます。「施設側に起因するもの」については、課題解決のCAPDoサイクルに基づいて防止策に取り組みます。

発生原因	例
施設側に起因するもの	接客態度、説明不足、設備の不具合など
利用者間の問題によるもの	マナー違反、迷惑行為、わがままな自己主張など
外部的要因	クレーマー、嫌がらせなど
予想が困難なもの	停電、交通渋滞など



### b 苦情・トラブルの「芽」と職員教育の徹底

県民の皆様から「直接寄せられた声」や「ご意見箱」「アンケート」などにより、苦情やトラブルの「芽」と思われる内容を早期に感知し、課題解決に取り組みます。些細なことであっても見逃さず、利用者の声を聞きとることが重要であると考えています。

また、職員教育の実施を今後も継続し、職員研修などを通して、職員の資質向上につとめます。

- 利用者に対する職員全員の配慮と丁寧な説明責任
- いつも笑顔でさわやかな対応と清潔な身だしなみ
- 明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉づかい
- 専門的な知識、技術の研鑽

## (イ) 苦情やトラブルに対する対処方法

起こってしまった苦情やトラブルには、素直に謝罪し事実確認につとめ、利用者に理解していただけるまで粘り強く丁寧に対応します。また、苦情などの原因を追究し、布勢公園職員のみならず当協会全体で、再発防止につとめます。

### a 苦情やトラブルの対応について

苦情やトラブルを起こしてしまった場合は、真摯に受け止め以下のように対応します。

- |         |   |
|---------|---|
| 謝罪      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不快な思いをさせてしまったということに対して素直に謝罪をします。</li> </ul>  |
| 傾聴と共感   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者の話を真摯な姿勢で最後まで聞きます。</li> <li>■ 必要であればメモを取って、記録に残します。</li> </ul>  |
| 事実確認    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設側も含めて、当事者全ての話を聞き、事実を公正に確認します。</li> </ul>   |
| 説明と提案   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設側に非がある場合は、謝罪をおこない、事後の対処について話し合います。</li> <li>■ 利用者側に非がある場合でも、慎重に対応し、ご理解いただきます。</li> <li>■ 納得してもらえない場合は、県と協議をし、専門家への相談により対処します。</li> </ul> |
| 解決と再発防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生原因や対処方法をまとめ、その後のサービス向上にいかします。</li> <li>■ 協会全体で情報の共有化をはかり、同種の未然防止につとめます。</li> </ul>   |

### b 苦情やトラブルの情報共有および活用

苦情やトラブルがあった場合、原因・対応の仕方など報告書にまとめ、同じ過ちを繰り返さないよう分析し、その後の管理運営の向上に活かしていきます。

職員間で共有するのはもちろん、全施設で共有をはかり、同種の未然防止に当協会全体で取り組みます。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を利用した情報共有方法の活用も検討していきたいと考えます。

## (5) 利用料金の考え方と設定内容、徴収・返還

### ア 考え方

鳥取県立布勢総合運動公園料金表（別紙 1）のとおり設定し、有料公園施設の利用料金は原則として 50 円、100 円単位の料金設定とします。

現行の利用料金を基準としますが、利用者の意見要望などを反映し、一部料金の改定をおこないます。

また、消費税が引き上げられた際などは、施設使用料などの料金改定を検討します。

### イ 設定内容

#### (ア) 施設利用料 新規

利用料金については現行の料金表に加え、新たに行為許可・占有許可に係る利用料の徴収をおこないます。

## 5 行為許可・占用許可に係る利用料

区 分		使 用 料		
		単 位	金 額	
			非課税とされる 公園施設の設置等	非課税とされる 公園施設の設置 以外の設置等
都市公園法第 6条第1項ま たは第3項の 許可	集会、展示会 その他これら に類する催し のため設けら れる仮設工作 物	1平方メー トルにつき 1日	3円	4円
	物品の販売 その他の営業	1人につき 1日		410円
都市公園条例 第7条第1項 または第2項 の許可	集会、展示会 その他これら に類する催し	1平方メー トルにつき 1日		4円

## 備考

- 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、都市公園法第5条1項の許可に係る公園施設の設置及び都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占有のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は100円とする。

(イ) 設備利用料 新規

利用者の利便性向上のため、ニーズが高い物品などを新しく貸出設備として設定します。

## 設備利用料

利用区分		単 位	現行料金	新規料金
鳥取県民 体育館	全身鏡	1枚1回につき	なし	100円
	簡易音響設備	1式1回につき	なし	1,050円

## 冷暖房利用料

利用区分		単 位	現行料金	新規料金
鳥取県民 体育館	第一研修室	冷房	1/3室1時間につき	なし
		暖房	1/3室1時間につき	なし

## ウ 料金の徴収、返還の考え方、規程、手続き方法

## (ア) 料金の徴収

利用料金表のとおり適切に料金を徴収します。日々の集計においては、厳重なチェック体制を構築し、適正に処理します。

料金は前納を基本としますが、希望される方には請求書を発行（後納）するなど、柔軟に対応し、利便性向上に取り組みます。

利用申込後の変更・中止の申請については、利用日の5日前まで

認めます。それ以降の申請については、次の（イ）の場合を除き特段の事情が無い場合はキャンセル料として施設使用料を全額徴収します。なおキャンセル料は減免を予定した利用予約であっても対象とします。

キャンセル料 利用日を含めて5日以内のキャンセルは料金発生。施設使用料全額徴収します。

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7

← キャンセル料金発生 →

### （イ）料金の返還

利用料金の徴収後、悪天候などにより利用が困難になった場合は料金を返還します。

利用料金返還基準

- 1 悪天候により利用が困難になった場合（屋外施設に限る）
- 2 災害などにより来園が困難になった場合
- 3 施設および設備に異常が発生し、利用が困難になった場合
- 4 その他指定管理者が認めた場合

### （ウ）料金徴収の簡略化

利用料金を徴収する際に受付での混雑を避けるため、県民体育館トレーニングルーム専用窓口の設置、券売機の設置により、利用者の利便性向上に取り組みます。

#### 県民体育館トレーニングルーム専用窓口

利用者が多い県民体育館トレーニングルーム専用窓口を設置することで、それ以外の施設利用者と手続きが交差することなく、混雑する時間帯でも、スムーズに受付が完了します。



#### 券売機の活用

利用者が多い県民体育館トレーニングルームに券売機を設置することで、利用料金の徴収を簡略化し、混雑する時間帯でもスムーズに受付が完了します。



### 定期券・回数券の発行

トレーニングルームの定期券・回数券を購入していただくことで、毎回利用料金を支払うことなくご利用いただけます。



### 企業・学校・地域クラブなどへの一括請求（後納）

企業の福利厚生、学校や地域クラブに協力し、利用料金を月単位で一括請求することで、毎回利用料金を支払うことなくご利用いただけます。

<令和4年度実績>

学校関係：鳥取西高等学校 他3団体

企業団体：鳥取いなば農業協同組合 他5団体



## (6) 利用料金の減免の考え方と設定内容、手続き

### ア 考え方

利用料金の減免については、現行の利用料減免の取扱要領の一部追加に加え、新たに行為許可・占有許可に係る利用料の減免をおこないます。

また、誰もが公平・公正にご利用いただくために、利用料減免の取扱要領(3)および(4)で施設を専用利用する場合は、現行の利用制限に加え、以下の施設の利用制限にご協力いただきます。

### イ 設定内容

#### (ア) 利用料減免の取扱要領の追加項目 拡充

「鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領」(2) 太字箇所を追加

#### 追加事項

学校（大学を除く）、専修学校、保育所又は体育連盟（小・中・高）または**高等学校野球連盟（軟式野球に限る）**が行う学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事。  
ただし、校長、保育所長等代表者が申込みをし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。  
設備・冷暖房・夜間照明の利用により加算される利用料金、体育館を専用利用する場合に必要と認める照度以上の照明の利用により加算される利用料金についても減免対象とする。

「鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領」(3) ②太字箇所を追加

#### 追加事項

70歳以上の者（専用利用の場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る）

「鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領」第2行為許可・占有許可に係る利用料の減免

減免内容

1	県が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもののために利用するとき
2	都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催しのために利用するとき
3	小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る）のために利用するとき
4	地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（公共的な目的を有する催しのために組織された委員会等の公共的な活動を行う団体を含む）が、福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災等の公共的な目的を有する集会その他の催しで、県民の福祉の向上に寄与すると認められるもの（当該団体の構成員の福利厚生のためのも等主にその団体の構成員を対象とするもの、当該団体の広報活動として行われるもの等を除く）を開催するとき

### (イ) 施設の利用制限の追加 拡充

鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領 (3) および (4) で専用利用する場合

施設名	室数	時間 (1日)
陸上競技場 (第1・第3研修室)	1室	連続3時間まで
県民体育館 (第1～4研修室、視聴覚室)	1室	連続3時間まで
テニス場 (大会運営室、研修室)	1室	連続3時間まで

※ 最大面数および時間を超過する場合は、減免対象外とします。

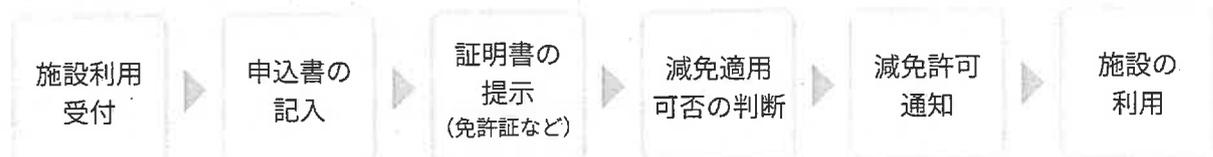
## ウ 減免手続き方法

都市公園減免事項に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領（別紙2）を作成します。

減免利用の可否については、適正に審査するとともに、申請書などを正しく処理します。また、利用者に対して減免の適用についてわかりやすく説明します。

行為・占有許可に係る減免については、今後示される県のマニュアルに沿って適正に審査し正しく処理します。

### ● 一般利用の場合



## ● 大会・イベント利用の場合



## (7) 利用調整の方法及び判断基準

## ア 利用調整の考え方と判断基準

## (ア) 施設利用調整調査の実施

施設利用調整調査の実施については、年間の大会およびイベントなどを円滑に実施するため、年間の利用調整を公平・公正に決定できるよう取り組みます。

## a 大規模施設利用調整調査

国・県が主催する行事および中国大会以上の大規模な大会やイベントについては、前々年度の8月に大規模施設利用調整調査を実施します。

なお、鳥取県高等学校総合体育大会など、県内の学校が参加する主要な大会および指定管理者が必要と判断した行事についても、大規模施設利用調整調査で決定します。

## b 施設利用調整調査

上記以外の県大会、地域の大会、学校行事などについては、前年度の2月に施設利用調整調査を実施し、年間利用計画を決定します。

## (イ) 利用調整の判断基準

複数団体で利用希望日程が重複した場合の優先順位は以下のとおりです。

また、同等規模の大会およびイベントが重複した場合は、協議または抽選をおこない、公平性が保てるよう決定します。

優先順位

- 1 国・県が主催する大会およびイベント
- 2 国際大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 3 全国大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 4 西日本大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 5 中国大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 6 近県大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 7 県大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 8 東部地区大会またはこれに準ずる大会およびイベント

※ 指定管理者が必要と判断した場合は、下位の大会およびイベントであっても、優先的に施設利用を決定することができる。

(ウ) 調整調査の参加団体

県や当協会の加盟団体および毎年布勢公園を利用いただいている団体には、施設利用調整調査に参加いただきます。

また、新規で調整会に参加を希望される団体については、都市公園条例に違反していないか公正に確認をおこなったうえで、参加の可否を決定します。

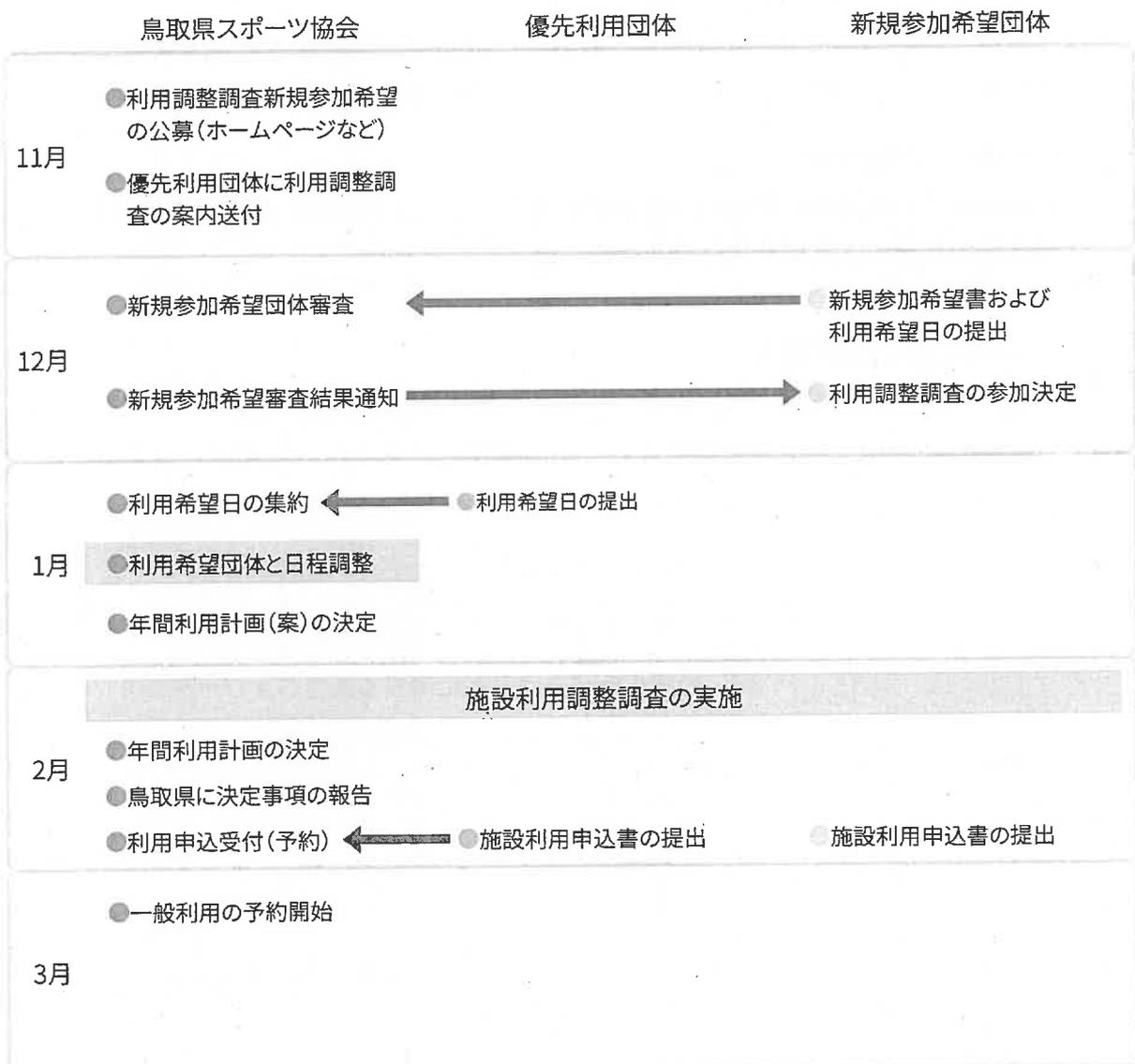
(エ) 利用調整後の早期予約対応 新規

大規模・年間利用調整後、新たに大会およびイベント等の利用申請をする必要がある団体等については、その内容を（イ）の優先順位に照らし合わせ管理者が必要と判断した場合は、事前に決定した行事等と重複しない日程であれば早期の利用予約を決定します。

イ 円滑な利用調整ができるための具体的な事務の進め方や、手続きにおいて重視するポイント

利用調整の具体的な事務の進め方については、以下のとおりとします。

● 施設利用調整フロー



※ 大規模施設利用調整調査についても、事務の進め方は同じです。



### 当協会が実施する利点

利用調整調査には多くの競技団体が毎年参加し、利用希望日が複数の団体で重複します。  
 当協会には多くの競技団体が加盟しており、その利点を生かして各競技団体と調整をおこなうことができ、より多くの団体の要望に応えることが可能です。  
 また、希望日の利用が叶わなかった時には、代替案などを提案し、できる限り会場確保に協力します。

## (8) 個人情報の保護への対応

個人情報保護への対応については、鳥取県に準じた鳥取県スポーツ協会個人情報保護規程（別紙3）に基づき、個人情報の取得管理について具体的に定め規定を遵守します。

### ア 利用者などの個人情報の管理体制

布勢公園の管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や常勤職員をはじめ、嘱託職員、非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみ限定して取り扱います。

### イ 個人情報保護方針

個人情報取扱事業者の義務として、安全・安心な利用を担保する情報管理対策を実施します。

情報管理 対策	法令に準拠した個人情報保護方針の策定
	「鳥取県個人情報保護条例」に準じた個人情報保護規程などの制定
	公正な手段による個人情報の取得および利用目的の明確化
	情報機器のID及びパスワード化など、適切なアクセス制限
	外部媒体の接続制限、不要データの廃棄、不正ソフト使用禁止などのセキュリティ対策

### ウ 指定管理者に課される守秘義務の徹底

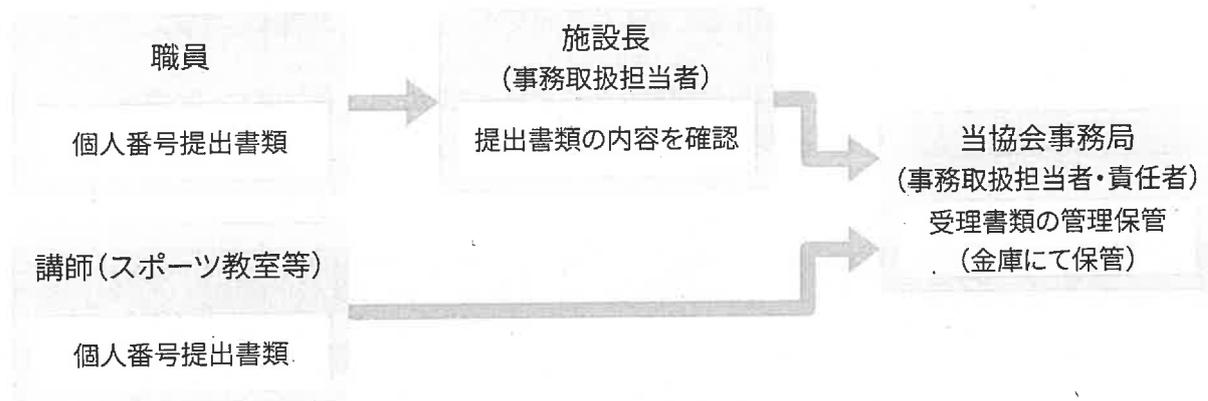
守秘義務の徹底については、個人情報、非開示情報などの権利利益や公益を害する事態を招かないために、守秘義務および懲戒などに関する規定を含む就業規則などを制定し、正職員だけでなく、嘱託職員を含む全職員対象の研修を実施し、周知徹底に取り組んでいきます。

### エ マイナンバーへの対応

マイナンバーへの対応については、当協会の特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26



年特定個人情報保護委員会制定) に沿って制定した、鳥取県スポーツ協会特定個人情報取扱規程(別紙4)を遵守します。



## オ コンプライアンスへの取り組み

### (ア) コンプライアンスの考え方

コンプライアンスの考え方については、社会的責任を全うするために、鳥取県の管理代行者として職責を深く自覚し、県内の各地域の人々と共に、高い倫理意識を持って法令遵守はもとより、違法行為や反社会的行為について取り組んでいきます。

### (イ) 遵守する関係法令

指定管理者は、鳥取県の代行者としての自覚を持ち、条例・法律など、関連の法律を遵守し管理運営をおこなっていきます。

#### ○遵守しなければならない主な法令・条例

憲法	消防法	省エネ法
スポーツ基本法	労働安全衛生法	個人情報の保護に関する法律
地方自治法	環境基本法	健康増進法
労働基準法	都市公園法	浄化槽法

### (ウ) コンプライアンスに係る行動指針

私たちは、コンプライアンスに係る行動指針に基づいて、コンプライアンスの徹底をはかります。

#### コンプライアンスに係る行動指針

1. わたしたちは法律や良識に反することは決しておこないません
2. わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
3. わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動につとめます
4. わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します

## (工) 適正な経理処理と監査体制の充実

### a 予算・決算および金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

予算・決算および金銭会計規則に準じた取扱いの徹底については、鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法に基づき、県内各地域の指定管理業務の中で培った会計処理基準に則った金銭管理に取り組んでいきます。

### b 経理帳簿の整備および運用

布勢公園に適した帳票を整備に基づき適切な金銭管理がおこなわれていることに最善を尽くします。

#### 金銭管理5原則

- 1 相互確認の原則
- 2 領収書授受の原則
- 3 ダブルチェックの原則
- 4 簿外現金禁止の原則
- 5 金銭残高確認の原則

以上 5 原則に基づき、経理規程を設け人的な不正が起こりえない管理体制を構築します。

### c 当協会監事による会計監査

当協会監事による会計監査については、不正な経理処理を防ぐために、指定管理受託施設への会計監査を実施し、県指摘事項の改善調査や業務運用状況調査など、経理帳簿運用の内部調査機能強化に取り組んでいきます。

## (9) 情報の公開への対応

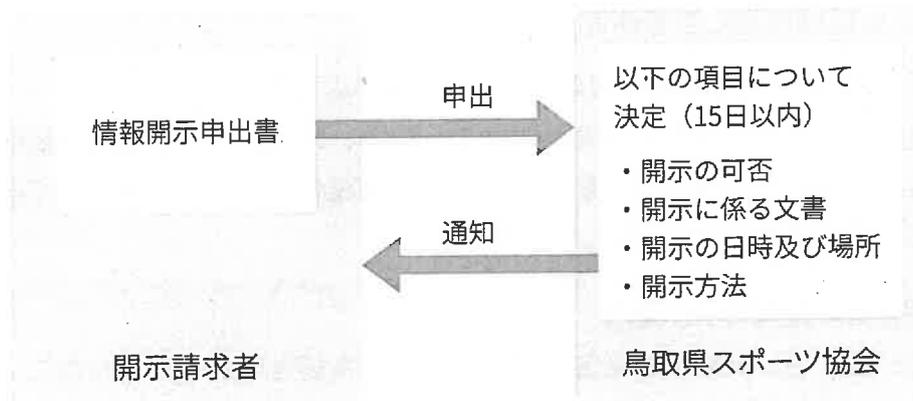
### ア 情報公開の取り組み方針

情報公開の取り組み方針については、鳥取県の管理運営代行者として、職務上作成または取得した文書などを公開するものと、非公開にするものと区別するために、「鳥取県情報公開条例」（平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）の規定に準拠し、鳥取県スポーツ協会情報公開規程（別紙 5）の規程に沿って取り組みます。

### イ 情報公開をおこなうための措置

情報公開をおこなうための措置については、県民の公文書の開示を請求する権利を最大限の配慮し、情報開示申出書の提出があった場合、「開示の可否」「開示に係る文書」「開示の日時・場所」「開示方法」などを 15 日以内に決定すると共に、個人情報の取り扱いについて、職員研修を実施し周知徹底に取り組んでいきます。





本会の開かれた公正な運営について理解と協力を深めていただく

## ウ 情報格差への対応

情報格差への対応については、すべての人にやさしい情報提供をおこなうために、知識・機会・経済理由などの格差が生じないように内容や表現の徹底に取り組んでいきます。

内容や文字の大きさや言葉づかいの周知徹底

子どものための“ひらがな”や“ルビ”の活用

視力低下の方の色のバリアフリーの活用

ユニバーサルデザイン（UD）の視点に基づいた「UDゴシック」の活用

### 3 施設管理

施設管理については、衛生的に安全で安心して利用できるよう、日々の清掃活動や点検を大切にしながら、利用者が快適に利用してもらえるよう取り組みます。

スポーツ施設においては、県内で最高の施設を管理しているということを念頭に、各施設の機能が最大限発揮できるよう取り組んでいきます。

#### (1) 管理運営の考え方

布勢公園の設置目的を十分理解したうえで、以下のことを念頭におき、適切な管理運営をおこない、広域の総合運動公園としての役割を果たします。

- 全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催
- 障がい者スポーツの拠点
- レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場
- 部活動の練習拠点
- 災害時の緊急避難場所
- 県民の健康増進

#### (2) 施設別の管理運営の考え方

##### ア 陸上競技場



国際陸上競技連盟認証の国際規格 CLASS-2 の陸上競技場として、グランプリ大会や国際大会が円滑に開催できるよう、陸上競技に精通している職員を配置し、維持管理につとめ、大会運営に協力します。

障がい者スポーツの拠点施設として、バリアフリー化に取り組み、利用促進をはかります。令和3年に男子100mで9秒95の日本新記録が誕生した高速トラックと芝グラウンド利用基準（別紙6）に基づき高水準で維持管理している芝グラウンドで全国屈指のグラウンドを目指します。

大会やイベントなどの専用利用がない場合は、小・中・高校生の部活動の練習場所として開放することで、利用促進をはかるとともに、競技力向上に寄与します。



日本記録誕生の瞬間



グランプリシリーズ布勢スプリント



大型映像装置





芝生の維持管理



部活動の練習風景



鳥取しゃんしゃん祭

自主事業

スポーツ ■ 陸上教室  
教室 ■ スプリント教室

イベント ■ ナイター陸上大会  
■ グラウンド・ゴルフ大会

年間利用人数	109,464人 平成31年度	49,329人 令和2年度	62,696人 令和3年度	56,884人 令和4年度
--------	--------------------	------------------	------------------	------------------

イ 補助競技場



陸上競技場と連動させながら、各種大会や体育祭などの学校行事などが開催できるよう、適切な維持管理をおこないます。

専用利用がない場合は、一般開放施設として利用できるように、夜間照明や監視カメラを設置するなど、一般の利用者が安心して運動ができる環境づくりにつとめ、利用促進をはかるとともに、健康増進に寄与します。

また、更衣室にダイヤル式ロッカーを設置し、ランニングステーションとして自由にご利用いただけます。



ランニングで汗を流す利用者



更衣室内ダイヤル式ロッカー

年間利用人数	8,870人 平成31年度	3,417人 令和2年度	5,206人 令和3年度	5,066人 令和4年度
--------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------

ウ 球技場



主に球技をおこなう競技場として各種大会を開催するために、芝グラウンドの適切な利用基準を定め、利用者の要望にできる限り応えていきます。芝グラウンドは陸上競技場と同等の維持管理をおこない、全国大会や世界大会の事前合宿の誘致を目指します。

隣接している更衣室には、シャワー室が完備されており、いつでも衛生的にご利用いただ



けるよう、維持管理をおこないます。

ラグビーボールの設置は危険を伴うため利用者の安全を考慮し職員が設置をします。

災害が発生した場合は、関係機関と連携し、緊急ヘリポートとしての役割を果たします。



自主事業:サッカー大会



シャワー室完備

自主事業	スポーツ教室	■ サッカー教室	イベント	■ サッカー大会
				■ ナイターサッカー大会

年間利用人数	11,817人 平成31年度	8,479人 令和2年度	8,710人 令和3年度	11,405人 令和4年度
--------	-------------------	-----------------	-----------------	------------------

## エ 多目的広場



各種球技の大会や練習場所としてだけでなく、保育園や小学校のレクリエーション活動の場としてご利用いただけるよう、芝グラウンドの適切な利用基準を定め、維持管理をおこないます。芝生スペースだけでなく、ソフトボールの練習会場としてもご利用いただけます。

隣接している更衣室には、シャワー室が完備されていますので、いつでも衛生的にご利用いただけるよう、維持管理をおこないます。

専用利用や維持管理作業がない場合は、親子でキャッチボールや自主練習などにご利用いただけるよう一般開放施設とし、利用促進をはかります。



自主練習に励む利用者



広々とした更衣室

年間利用人数	6,483人 平成31年度	5,444人 令和2年度	6,217人 令和3年度	8,434人 令和4年度
--------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------



## オ 野球場



野球に精通している職員を配置し、グラウンドの適切な維持管理をおこないます。高等学校野球大会などには、試合間のグラウンド整備や大会運営に携わり、大会が円滑に開催できるよう協力していきます。

管理アドバイザーとして、年 1 回程度甲子園球場を管理している阪神園芸に来ていただき、グラウンド整備や整備の指導を受け、プロ野球の誘致を目指します。



阪神園芸によるグラウンド整備



職員によるグラウンド整備



こだわりのグラウンド整備が地元新聞に掲載

年間利用人数	21,606人 平成31年度	11,918人 令和2年度	15,515人 令和3年度	24,444人 令和4年度
--------	-------------------	------------------	------------------	------------------

## カ 投てき場



陸上競技投てき種目（やり投げ・ハンマー投げ・砲丸投げ・円盤投げ）およびアーチェリー競技の競技場として安全・安心に利用いただけるよう、各競技団体と協議をおこない、競技団体ごとに利用可能日・時間を割り当て、同時利用による事故を防止し適切な維持管理をおこないます。

年間投てき場利用割り当て表



投てき種目用ネットも設置されている

年間利用人数	22,927人 平成31年度	5,716人 令和2年度	7,410人 令和3年度	1,269人 令和4年度
--------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------------

## キ 県民体育館



県内最大規模の体育館として、各競技の全国大会やトップリーグが開催できるよう、競技用具および附属設備を充実させるなど、適切な維持管理をおこないます。スポーツだけでなく、多種多様なイベントが開催可能であることを PR し、利用促進をはかります。

近年、利用が増加しているボルダリングおよびクライミングウォールは、利用者の事故防



止のため、専門業者による定期点検をおこない、山岳・スポーツクライミング協会と連携しながら安全管理につとめます。

災害時の緊急避難場所として、災害兼用卓球フェンスなどの充実をはかります。

また、障がい者スポーツ拠点施設と連携し、利用者にとって最適な管理運営体制を構築します。



研修室でのヨガ教室



山岳・スポーツクライミング協会によるボルダリング指導



企業説明会会場として利用

自主事業

スポーツ教室

- 卓球教室
- ヨガ教室
- トランポ・ロビックスなど

イベント

- ピンポン大会
- クライミング体験教室など

年間利用人数

183,122人  
平成31年度

84,538人  
令和2年度

105,933人  
令和3年度

128,827人  
令和4年度

## ク トレーニングルーム



利用者が安全で快適に利用できるようトレーニング機器および空調設備を適切に維持管理します。

トレーニング指導士などの有資格者を雇用し、未経験者でも安心してご利用いただけるよう支援体制を整え、県民の体力向上に寄与します。さらに、トレーニングボランティア制度を導入し、指導業務の補助を依頼することで、より万全な管理運営体制を構築します。

体育館のトレーニングルームでは、この5年間で、券売機の導入や、トレーニングルーム専用窓口の開設および、キャッシュレス機器の拡充に取り組みました。今後の取り組みとして、陸上競技場トレーニングルームのトレーニング機器および設備の更新、バリアフリー化に伴う障がい者スポーツ競技者の利便性向上につとめることで、さらに利用促進をはかります。

年間利用人数  
県民体育館

68,687人  
平成31年度

31,283人  
令和2年度

36,384人  
令和3年度

35,248人  
令和4年度

年間利用人数  
陸上競技場

14,632人  
平成31年度

9,000人  
令和2年度

10,950人  
令和3年度

11,454人  
令和4年度



## ケ テニスコート



県内で最大規模の 16 面を有するテニスコートとして、全国規模の大会が開催できるよう、テニスに精通している職員を配置するとともに、専門業者による定期メンテナンスをおこない、常に良好な状態に保ちます。

また、全天候型コートの特性を活かし、冬季でもご利用していただくために、雪かきなどをおこない、利用促進をはかります。

平日は、中・高校生の部活動の練習場所として活用していただくことで、利用促進をはかるとともに、競技力向上に寄与します。

壁打ちコートについては、無料の施設として開放することで、利便性の向上につとめます。



専門業者による人工芝メンテナンス



テニス大会風景



壁打ちコートで汗を流す利用者

年間利用人数	41,907人 平成31年度	34,686人 令和2年度	42,357人 令和3年度	41,641人 令和4年度
--------	-------------------	------------------	------------------	------------------

## コ 遊具施設



遊具の日常点検講習会修了者による日常点検、委託業者による定期点検を実施し、不良箇所の早期発見につとめ、発見した場合は速やかに使用禁止措置および修繕をおこない、安全管理を徹底します。

各遊具に対象年齢シールの貼付、遊具の使用方法を掲示し、幼児や児童とその保護者が安心して楽しめる環境づくりにつとめます。

休日にはロードトレインを走らせるなど、遊具と合わせて子どもたちに喜んでいただける企画を考案し、利用促進をはかります。



子ども達に人気の複合遊具



休日に運行するロードトレイン



遊具の注意看板



## サ 桜の園その他広場



桜の園をはじめとする園内広場は、県民の共有スペースとして、園児の遠足や地域のグラウンド・ゴルフの練習など多様なレクリエーション活動の場としてご利用いただいているため、職員による園内巡視をおこない、利用者マナーの確保をはかりながら、安全管理を徹底します。

花見のシーズンには、夜間のぼんぼりを設置するなど、多くの方に布勢の千本桜を見ていただけるよう利用促進をはかるとともに、警備員を配置し、利用者の安全確保につとめます。

園内には、ジョギングコースや学習の森コースを設定し、健康増進およびレクリエーション活動の振興に寄与します。



花見を楽しむ利用者



園内ジョギングコースの案内板

## シ トリムの森その他緑地



トリムの森や日本庭園などには、自然豊かな緑地が広がっており、県民の憩いの場として親しまれています。その緑地を維持するために、四季に応じた植栽管理をおこない、樹木の良好な育成および景観の向上につとめ、県民に癒しの空間を提供します。

また、公園の特性を活かした、きのこ狩りやカブトムシ観察ウォークなどのイベントを開催し、自然に触れ合う機会の提供をおこないます。



四季折々に表情を変える日本庭園



親子でカブトムシを採集



きのこの種類を学ぶ

## ス 駐車場および園路



大規模利用が重なり、駐車場の混雑が予想される場合は、各施設の主催者と打ち合わせをおこない、整理員の配置を検討するなど、利用者の安全を確保します。さらに、役員・関係者の車を園内に駐車することにより、選手・応援者などの駐車スペースを確保します。



駐車場や広い園路を活用し、屋外イベントも積極的に受け入れ、利用促進をはかります。駐車場の利用時間は6時00分から22時10分とし、休園日においても第1駐車場を開放します。積雪時には、各駐車場や園路の除雪作業をおこなうなど、利便性の向上につとめます。

不法占用車両など発見した場合は、放置自動車対応マニュアルに基づき適切な処置をおこない、速やかに県に報告します。



職員による駐車場整理



積雪時職員による園路除雪

## セ ふれあい広場



憩いの広場としてだけでなく、ゲートボールやペタンクなどの競技に親しむ健康増進の広場として適切に維持管理をおこないます。

また改修工事後のち、臨時駐車場としての活用をおこなう場合は、駐車場・広場同様に利用者の安全を確保した上で安心して利用いただけるよう取り組みます。



散策コースとしても人気の広場



ポールスマザー氏監修のナチュラルガーデン



### (3) 芝グラウンドの維持管理の考え方及び管理方法

芝グラウンドの維持管理については、年間を通して利用者が安全に常に最適なグラウンド状態でプレーできるよう、大会規模や種目、天候に応じて維持管理をおこなっていきます。

#### ア 芝グラウンドの維持管理において重視する考え方(基本理念)

基本理念	日本における最高水準の芝グラウンド
	常に安全・安心に利用できる維持管理
	利用率90%以上の確保

当協会は、約20年前に大規模な改修をおこない現在の芝グラウンド状態になった経緯を十分に理解し、利用者のために高い利用率を確保しながら安全・安心に利用でき、かつ日本のトップ水準クラスの芝グラウンド状態が保てるよう維持管理に取り組みます。

- 令和3年に日本サッカー協会より、サッカー界の発展と地域社会の発展に大きく貢献したとして、感謝表彰を受けました



#### イ 特筆すべき維持管理内容の具体的な技術や留意点

##### (ア) 具体的な技術

具体的な技術	1	競技特性に合わせた芝生の長さや密度に調整する技術
	2	夏芝から冬芝、冬芝から夏芝への切替えの技術
	3	芝生張替えの技術（養生期間の短縮化）

##### (イ) 留意点

留意点	1	利用前には必ず点検をおこない、安全・安心して利用していただく
	2	同一グラウンドで異なる競技が連日ある場合は、利用者が困惑しないよう、ラインの色を変えるなどの工夫をおこなう
	3	種まき時の芝生養生については、すべてのグラウンドが同時期に養生期間にならないようずらしておこなう





芝生の補修作業



芝生の張替え作業

### ウ 想定する作業項目とその回数及び年間スケジュール

グラウンドレベルや利用状況に応じてそれぞれの芝グラウンドの年間スケジュールを作成します。

#### ●陸上競技場（レベル1 面積 7,314 m<sup>2</sup> 芝種：ティフトン、ペレニアルライグラス）

作業項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈り	芝刈り	95												
除草	人力除草	2												
施肥	粒状肥料	14												
	液状肥料	13												
病虫害防除	殺菌剤散布	2												
	殺虫剤散布	2												
エアレーション	高速水噴射式	11												
	ピンスパイク式	7												
更新・補修	全面目砂	1												
	バーチカルカット	2												
	種まき・オーバーシード	2												
	その他の作業	30												

\* その他の作業 …… ライン引き、ハンマー囲い設置、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等

#### ●補助競技場（レベル3 面積 7,314 m<sup>2</sup> 芝種：高麗芝）

作業項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈り	芝刈り	40												
除草	人力除草	2												
施肥	粒状肥料	8												
	液状肥料	5												
病虫害防除	殺菌剤散布	2												
	殺虫剤散布	1												
エアレーション	高速水噴射式	5												
	ピンスパイク式	5												
更新・補修	全面目砂	1												
	バーチカルカット	2												
	その他の作業	80												

\* その他の作業 …… ライン引き、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等



● 球技場（レベル2 面積 12,936 m<sup>2</sup> 芝種：ティフトン、ペレニアルライグラス）

作業項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈り	芝刈り	100												
除草	人力除草	2												
施肥	粒状肥料	16												
	液状肥料	12												
病虫害防除	殺菌剤散布	2												
	殺虫剤散布	2												
エアレーション	高速水噴射式	12												
	ピンスパイク式	8												
更新・補修	全面目砂	1												
	パーティカルカット	2												
	種まき・オーバーシード	2												
	その他の作業	80												

\*その他の作業 …… ライン引き、ラグビーボール設置、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等

● 多目的広場（レベル3 面積 10,503 m<sup>2</sup> 芝種：ティフトン、ペレニアルライグラス）

作業項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈り	芝刈り	90												
除草	人力除草	2												
施肥	粒状肥料	12												
	液状肥料	12												
病虫害防除	殺菌剤散布	2												
	殺虫剤散布	2												
エアレーション	高速水噴射式	10												
	ピンスパイク式	8												
更新・補修	全面目砂	1												
	パーティカルカット	2												
	種まき・オーバーシード	2												
	その他の作業	80												

\* その他の作業 …… ライン引き、ラグビーボール設置、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等

作業項目	内容説明
芝刈り	芝生の生育を促進し密度が上がっていきます
除草	芝生の生育の妨げとなるため、こまめに抜き取ります
施肥	生育に必要な成分(窒素、リン酸、カリウム)を肥料で供給します
病虫害防除	殺虫剤等の散布
エアレーション	芝生の根の呼吸に必要な空気を送り込み、根を活性化させます
全面目砂	表面をならし、芝生の密度をあげ、美観が向上します
パーティカルカット	古い根を切断することで、芝生の発根を促進させます
種まき・オーバーシード	1年中、緑の芝生でプレイできるよう秋に冬芝の種をまきます
その他	ライン引き、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等

## エ 想定する年間管理予算の概算

各芝グラウンドの想定する年間管理予算の概算は、以下のとおりです。

グラウンド名	陸上競技場	補助競技場	球技場	多目的広場
経 費	14,200,000円	7,300,000円	29,000,000円	20,000,000円
合 計	70,500,000円			



### オ 具体的な管理人員体制とその芝グラウンド管理経験実績(一覧表)

管理人員体制および管理経験実績は、以下のとおりです。

体制	職種	経歴	芝生グラウンド管理実績
6人体制	グラウンドキーパー	20年	布勢総合運動公園(18年) パードスタジアム(15年) 若葉台スポーツセンター(10年)
	グラウンドクルーA	18年	
	グラウンドクルーB	15年	
	グラウンドクルーC	13年	
	グラウンドクルーD	11年	
	グラウンドクルーE	1年	

### カ 管理に使用する機械とその保有状況(一覧表)

使用機械および保有状況は、以下のとおりです。

機器名	台数	用途
芝刈り機(リールモア)	1台	芝刈り
芝刈り機(ロータリーモア)	3台	芝刈り
肥料散布機	4台	肥料や芝生の種の散布
動力噴霧器	2台	殺虫剤等の散布
スーパー	2台	刈りかすや擦り切れた芝生の集積
エアレーション用機器	4台	芝生に無数の小さな穴を開け、通気性の確保
バーチカルカット用機器	2台	床土の古結やサッチの解消
補修用機器	3台	芝生の切り取り、縁切

#### ● 主な維持管理作業



芝刈り



エアレーション



バーチカルカット



粒状肥料散布



目砂散布



殺虫剤散布

#### ● その他の作業



ライン引き



ラグビーボール設置



スプリンクラー点検



縁切り

## キ 芝グラウンド損傷への具体的な対応方法

### (ア) 陸上競技(ハンマー、やり投げなど)

#### ● 損傷の特徴

ハンマーによる損傷が特にひどく、特徴として芝生と砂をえぐるような球状型の傷跡が残ります。

#### ● 補修方法

地面にめり込んだ芝生を起こし、大きく空いた穴に砂を入れて補修します。



ハンマー投げによる損傷



芝生を起こし砂を入れる



表面を叩き表面を平らにする



砂をかけ補修完了

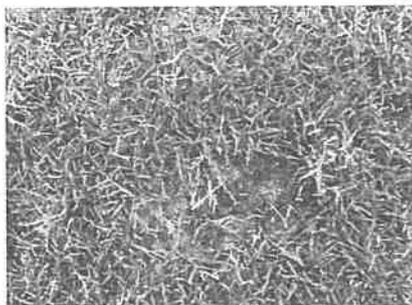
### (イ) サッカー・ラグビー

#### ● 損傷の特徴

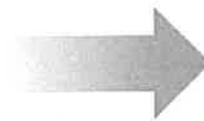
主にラグビーのスクラムやサッカーのキックなどのスパイクシューズによって損傷するため、芝生の擦り切れや表面上の一部分が剥がれる特徴があります。

#### ● 補修方法

擦り切れた芝生は専用の掃除機(スィーパ)を使用して吸い取り、剥がれた部分については砂を入れて補修をおこないます。



スパイクによって剥がれた芝生



砂を入れて補修



## ク その他

### (ア) 芝生化サポートネットワークへの加入

当協会は、「鳥取方式®」の芝生化全国サポートネットワークに加入し、県が推し進める芝生化の後押しができるよう協力していきます。

#### 「鳥取方式®」の芝生化全国サポートネットワークとは

「鳥取方式®」の芝生化に取り組む全国の「芝生人」を支援するため、鳥取県やNPO法人グリーンスポーツ鳥取、社団法人鳥取青年会議所等と連携して「鳥取方式®」の芝生化全国サポートネットワークを設立し、会員の方の芝生化に関する疑問・質問・相談に、専門家が回答するほか、芝生人同士のネットワークによる交流をはかる機関です。

### (イ) 芝生専門業者との連携

布勢公園の芝グラウンドの改修にあたり、検討会から設計に携わり、使用当初も維持管理の方法など指導をいただき、J1などの主要な競技場を管理している芝生専門業者と、継続して連携をおこない新しい情報や技術を取り入れていくことで、日本におけるトップ水準の芝グラウンド状態を保てる維持管理業務に取り組んでいきます。

